

## 函館市企業局職員の定年前再任用選考要領

### 1 対象者

当該年度の末日までに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する定年退職日相当日を経過しない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 年齢60年に達した日以後であって、当該年度の末日に退職を予定している者（以下「退職予定者」という。）
- (2) 年齢60年に達した日以後に既に退職している者（以下「既退職者」という。）

### 2 選考の申込み方法等

- (1) 退職予定者で定年前再任用短時間勤務職員への採用を希望する者は、定年前再任用希望申込書（別記第1号様式）および健康診断書（診断項目は、新規採用の際に必要なとする項目と同様とする。以下同じ。）を所属長に提出しなければならない。
- (2) 既退職者で定年前再任用短時間勤務職員への採用を希望する者は、定年前再任用希望申込書（別記第2号様式）および健康診断書を総務課長に提出しなければならない。
- (3) 所属長は、退職予定者から申込書の提出があった場合には、当該職員と面談を行い、定年前再任用推薦等調書（別記第3号様式）を整理し、定年前再任用希望申込書、過去3年間の出勤簿の写しを添付して総務課長に提出しなければならない。
- (4) 既退職者から申込書の提出があった場合には、総務課長が当該職員と面談を行い、その結果を定年前再任用希望者面談結果書（別記第4号様式）に整理しなければならない。
- (5) 既退職者について、総務課長のほかに適任者がいる場合には、(2)および(4)の規定にかかわらず、総務課長に替わり面談等を行うものとする。

### 3 定年前再任用短時間勤務職員の採用に係る選考

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員を採用しようとするときは、函館市職員任用委員会（以下「委員会」という。）にて選考を行うものとする。
- (2) 委員会は、定年前再任用短時間勤務職員の採用希望者について、過去の勤務実績を基本としながら「健康状態」「職務遂行能力」「勤務態度」等について関係書類により選考を行う。
- (3) 委員会は、選考に当たり関係書類のほかに確認を要する事項が生じた場合には、定年前再任用短時間勤務職員の採用希望者と面談を行うことができるものとする。

#### 4 選考結果の通知

- (1) 総務課長は、選考結果について、退職予定者に対しては所属長を経由して、既退職者に対しては直接、定年前再任用選考結果通知書（別記第5号様式）により通知する。
- (2) 既退職者について、総務課長に替わり適任者が面談等を行った場合は、その者を経由して選考結果を通知する。

#### 5 その他

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員の採用希望者が、定年前再任用短時間勤務職員への採用を辞退する場合は、定年前再任用辞退届（別記第6号様式）を速やかに総務課長に提出しなければならない。
- (2) 総務課長は、毎年度、定年前再任用短時間勤務職員の採用に係る申込みの期日など定年前再任用選考案内を所属長に通知する。
- (3) この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。